

## 函館市議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市議会個人情報保護条例（令和5年函館市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化

オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋または掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券

の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第

2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）

その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(行政文書から除かれるもの)

第5条 条例第2条第4項の議長が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として別に定める施設において歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

ア 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

イ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ウ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(ア) 当該資料に函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号）第7条に規定する非公開情報が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該非公開情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

(イ) 当該資料の全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国または独立行政法人等を除く。）または個人から寄贈または寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部または一部の一般の利用を制限すること。

(ウ) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生ずるおそれがある場合または当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法または期間を制限すること。

エ 当該資料の利用の方法および期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

オ 当該資料に記録されている個人情報情報の漏えいの防止のために必

要な措置を講じていること。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第6条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失もしくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、または発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第7条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して

行う場合を含む。)

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。)

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。)

（個人情報ファイル簿の作成および公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第16条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、またはその個人情報ファイルが条例第16条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第16条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第16条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第16条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員または当該職員であった者

イ 条例第16条第2項第1号アに規定する者またはアに掲げる者の被扶養者または遺族

(2) 条例第16条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第16条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が条例第16条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報の収集等の届出）

第9条 条例第17条第1項第5号の議長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人情報の管理責任者

(2) 特定個人情報の該当の有無

(3) 個人情報の収集の方法および時期

(4) 個人情報の収集等の開始年月日

(5) 個人情報の記録の形態

(6) 特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次号において同じ。）に記録される特定個人情報にあつては、経常的に番号法第19条に規定する提供をする場合には、その提供先

(7) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報にあつては、保有個人情報（特定個人情報に係るものに限る。以下この号において同じ。）の訂正または保有個人情報（番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報を除く。）の利用停止について、条例第31条第1項ただし書または第38条第1項ただし書の規定が適用されることとなるときは、その旨

2 条例第17条第1項前段の規定による届出は別記第1号様式の届出書により、同項後段の規定による届出は別記第2号様式の届出書により行うものとする。

3 条例第17条第1項後段の規則で定める軽微な変更は、特定個人情報以外の個人情報の収集等の内容の変更で次に掲げるものとする。

(1) 記録の対象となる個人の範囲の縮小による変更

(2) 記録する個人情報の項目の削除による変更

(3) 個人情報の記録の形態の変更

(4) その他の変更で、市民の基本的人権を侵害するおそれがないと議長が認めるもの

4 条例第17条第4項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行うものとする。

（開示請求書）

第10条 条例第19条第1項の規定による請求は、別記第4号様式の請求書によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項または第39条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名および住所または居所と

同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証，健康保険の被保険者証，番号法第2条第7項に規定する個人番号カード，出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード，日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて，当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し，または提出することができない場合にあっては，当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求，訂正請求または利用停止請求（以下この項および次項において「開示請求等」という。）をする場合には，開示請求者等は，前項の規定にかかわらず，次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて，開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項，第31条第2項または第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には，当該代理人は，戸籍謄本，委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し，または提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は，当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは，直ちに，書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは，当該開示請求は，取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第12条 条例第24条第1項の議長が定める事項は，次に掲げる事項と

する。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間および場所ならびに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数

(開示決定通知書)

第13条 条例第24条第1項の規定による通知は、別記第5号様式の通知書により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による通知は、別記第6号様式の通知書により行うものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第14条 条例第25条第2項の規定による通知は、別記第7号様式の通知書により行うものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第15条 条例第26条第1項の規定による通知は、別記第8号様式の通知書により行うものとする。

(第三者意見照会書等)

第16条 条例第27条第1項の規定による通知は、別記第9号様式の第三者意見照会書により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による通知は、別記第10号様式の第三者意見照会書により行うものとする。

3 条例第27条第1項または第2項の規定による意見書の提出は、別記第11号様式の意見書により行うものとする。

4 議長は、条例第27条第1項または第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知す

るに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別およびその理由

7 条例第27条第3項の規定による通知は、別記第12号様式の通知書により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープまたは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープまたは録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープまたはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープまたはビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法であって、議会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧または視聴

の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧または視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

- 2 議長は、保有個人情報の閲覧または視聴をする者が当該保有個人情報を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認められるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、別記第13号様式の申出書により行うものとする。

- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの交付部数)

第19条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図面の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(訂正請求書)

第20条 条例第32条第1項の規定による請求は、別記第14号様式の請求書により行うものとする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第34条第1項の規定による通知は、別記第15号様式の通知書により行うものとする。

- 2 条例第34条第2項の規定による通知は、別記第16号様式の通知書により行うものとする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第35条第2項の規定による通知は、別記第17号様式の通知書により行うものとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第36条第1項の規定による通知は、別記第18号様式の

通知書により行うものとする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第37条の規定による通知は、別記第19号様式の通知書により行うものとする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第39条第1項の規定による請求は、別記第20号様式の請求書により行うものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項の規定による通知は、別記第21号様式の通知書により行うものとする。

2 条例第41条第2項の規定による通知は、別記第22号様式の通知書により行うものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の規定による通知は、別記第23号様式の通知書により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第28条 条例第43条第1項の規定による通知は、別記第24号様式の通知書により行うものとする。

(諮問をした旨の通知書)

第29条 条例第45条第2項の規定による通知は、別記第25号様式の通知書により行うものとする。

(検索資料)

第30条 議長は、第9条第2項および第4項の届出書その他保有個人情報の検索に必要な資料を備え、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第31条 条例第50条の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 個人情報ファイル簿の作成の状況

(2) 個人情報の収集等の届出の状況

- (3) 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用等の状況
- (4) 保有個人情報に関する開示，訂正および利用停止の請求の状況
- (5) 請求に対する措置の状況
- (6) 審査請求の状況
- (7) その他必要と認められる事項

附 則

- 1 この規程は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については，同項中「直ちに」とあるのは，「函館市議会個人情報保護条例施行規程の施行後遅滞なく」とする。

別記第1号様式（第9条関係）

個人情報の収集等届出書

年 月 日

函館市議会議長 様

函館市議会

次のとおり個人情報の収集等を新たに開始するので、函館市議会個人情報保護条例第17条第1項前段の規定により届け出ます。

届出番号	届出担当課 (電話 — 内線 )				
個人情報の管理責任者					
個人情報の名称					
特定個人情報の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 情報提供等記録 ) <input type="checkbox"/> 無				
収集の目的					
記録の対象となる個人の範囲					
記録する個人情報の項目	基本的事項	社会的活動	心身 経済的活動	思想・信条	知識・技術等 その他
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 職業職種 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 納税額等 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 各種試験 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 暮らし向き <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

個人情報の 収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 / <input type="checkbox"/> 本人以外
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 (                      ) / <input type="checkbox"/> 随時
個人情報の 収集等の 開始年月日	年    月    日    ( <input type="checkbox"/> 継続 )
個人情報の 記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> その他
特定個人情報フ ァイルにあつて は、経常的な 提供先	
特定個人情報フ ァイルにあつて は、訂正・利用 停止について条 例第31条第1 項ただし書また は第38条第1 項ただし書の規 定が適用される こととなるとき は、その内容	
備考	

別記第2号様式（第9条関係）

個人情報の収集等の廃止または変更届出書

年 月 日

函館市議会議長 様

函館市議会

次のとおり個人情報の収集等の廃止・変更をするので、函館市議会個人情報保護条例第17条第1項後段の規定により届け出ます。

届出番号		届出担当課	(電話 — 内線 )	
個人情報の名称				
個人情報の管理責任者				
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	廃止・変更の年月日	年	月 日
廃止・変更の理由				
変更の内容	変 更 前	変 更 後		
備 考				

注 届出番号の欄は、個人情報の収集等届出書の届出番号を記入すること。

別記第3号様式（第9条関係）

個人情報の収集等の個人情報ファイル簿該当届出書

年 月 日

函館市議会議長 様

函館市議会

函館市議会個人情報保護条例第17条第1項の規定により届け出た個人情報の収集等については、次のとおり同条第3項第1号に掲げる個人情報の収集等に該当することとなったので、同条第4項の規定により届け出ます。

届出番号		届出担当課	(電話 — 内線 )
個人情報の名称			
個人情報の管理責任者			
該当年月日	年 月 日		
備考			

注 届出番号の欄は、個人情報の収集等届出書の届出番号を記入すること。

別記第4号様式（第10条関係）

開示請求書

年 月 日

函館市議会議長 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ ( )

函館市議会個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

アまたはイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法および希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。  
<実施の方法>  閲覧  写しの交付  その他 ( )  
<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類  
 運転免許証  健康保険被保険者証  
 個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  
 在留カード，特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
 その他 ( )

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況  未成年者（ 年 月 日生）  成年被後見人  
 任意代理人委任者

（ふりがな）

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所または居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他（ ）

別記第5号様式（第13条関係）

開示決定通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市議会議長が被告の代表者となります。）、函館地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時および場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜，祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

別記第6号様式（第13条関係）

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市議会議長が被告の代表者となります。）、函館地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第7号様式（第14条関係）

開示決定等期限延長通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、  
函館市議会個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示  
決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

別記第 8 号様式（第 1 5 条関係）

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、  
函館市議会個人情報保護条例第 2 6 条第 1 項の規定により、次のとおり開示  
決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
条例第 2 6 条第 1 項の規定（開 示決定等の期限 の特例）を適用 す る 理 由	
残りの保有個人 情報について開 示決定等をする 期 限	（ 年 月 日までに可能な部分について 開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載 する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

別記第9号様式（第16条関係）

第三者意見照会書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、函館市議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(函館市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

別記第10号様式（第16条関係）

第三者意見照会書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、函館市議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号または第2号の規定の適用区分およびその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	(函館市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

別記第11号様式（第16条関係）

第三者開示決定等意見書

年 月 日

函館市議会議長 様

（ふりがな）

氏名または名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所または居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
開示に関しての 御 意 見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。  <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分  （2）支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

別記第12号様式（第16条関係）

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、函館市議会個人情報保護条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市議会議長が被告の代表者となります。）、函館地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第13号様式（第18条関係）

開示の実施方法等申出書

年 月 日

函館市議会議長 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

函館市議会個人情報保護条例第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

公文記号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ( )
	(3) その他 ( )	① 全部 ② 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 ・ 無

別記第14号様式（第20条関係）

訂正請求書

年 月 日

函館市議会議長 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

函館市議会個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づ き開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の公文記号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨 および理由	（趣旨）  （理由）

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード，特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には，加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況  未成年者（      年      月      日生）

成年被後見人  任意代理人委任者

（ふりがな）

イ 本人の氏名 \_\_\_\_\_

ウ 本人の住所または居所 \_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示し，または提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他（      ）

5 任意代理人が請求する場合，次の書類を提示し，または提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他（      ）

別記第15号様式（第21条関係）

訂正決定通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容および理由	(訂正内容)  (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市議会議長が被告の代表者となります。）、函館地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第16号様式（第21条関係）

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしない こととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市議会議長が被告の代表者となります。）、函館地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第17号様式（第22条関係）

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、  
函館市議会個人情報保護条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正  
決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

別記第18号様式（第23条関係）

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、  
函館市議会個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正  
決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第36条第1項 の規定（訂正決定等 の期限の特例）を適 用する理由	
訂正決定等をする 期限	年 月 日

別記第19号様式（第24条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

に提供している次の保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者の氏 名等保有個人情 報を特定するた めの情報	(氏名, 住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容および理由	(訂正内容)  (訂正理由)

別記第20号様式（第25条関係）

利用停止請求書

年 月 日

函館市議会議長 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_（ ）

函館市議会個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の公文記号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨および理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止， <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には，加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況 未成年者（      年      月      日生）

成年被後見人 任意代理人委任者

（ふりがな）

イ 本人の氏名 \_\_\_\_\_

ウ 本人の住所または居所 \_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示し，または提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（      ）

5 任意代理人が請求する場合，次の書類を提示し，または提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（      ）

別記第21号様式（第26条関係）

利用停止決定通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容および理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市議会議長が被告の代表者となります。）、函館地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第22号様式（第26条関係）

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市議会議長が被告の代表者となります。）、函館地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記第23号様式（第27条関係）

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

別記第24号様式（第28条関係）

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、函館市議会個人情報保護条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称等	
条例第43条第1項 の規定（利用停止決 定等の期限の特例） を適用する理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日

別記第25号様式（第29条関係）

諮問をした旨の通知書

年 月 日

様

函館市議会議長

印

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり  
情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、函館市議会個人情報保護条  
例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等〔訂正決定等、 利用停止決定等〕	
審 査 請 求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号